

中国工業情報化部による ICP 登録の登録内容調査について

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<概要と見解>

中国工業情報化部通信管理局は 2014 年 5 月 12 日付で、5 月から 11 月にかけて全国を対象に Web サイトの届出登録(備案)の管理強化行動を展開すると発表した。重点任務として挙げられた 9 項目には、ICP 登録の登録内容に関するサンプル調査が含まれており、間もなく登録の実態を確認する調査作業が始まるとみられる。

これらの調査は当局が定期的に行っているもので、登録している連絡先に電話がつかない、担当者の退職等の理由で連絡が取れないといった場合には、登録内容の改善が求められる可能性がある。そのため、中国で Web サイトを開設している企業は、速やかに ICP 登録に関する自社の登録内容の確認を行うべきである。

1. ICP 登録について

ICP 登録は、中国国内で Web サイトを開設する際に必要な届出登録(備案)の手続きで、サーバを接続する ISP(IDC)企業を通じて所轄の通信監理局に申請し、番号が発行される。Web サイトの開設者はこの番号を Web サイトに掲示することが義務付けられている。2010 年 5 月以降、ICP 登録を行う組織の担当者の顔写真撮影を ISP(IDC)企業に要求するなど近年は徐々に管理を強化しており、登録内容の調査も定期的実施されている。

2. ICP 登録の登録内容調査について

工業情報化部は 2012 年から ICP 登録の登録内容について調査を開始しており、主に以下の項目について内容を確認している旨を公表している。

1. 企業(組織)名、企業の所在地、連絡先電話番号
2. Web サイトの運営責任者名、携帯電話番号
3. ドメイン名、契約している ISP(IDC)



今回当局は、2014 年末の目標として「Web サイトの届出登録率 99.8%、登録情報の正確率 80%」を掲げており、ICP 登録のサンプル調査に加え、未登録サイトやブラックリスト入りサイトの一掃を重点作業の一つに挙げていることから、例年以上に厳しい取締りが行われる可能性がある。なお、これまで行われた同様の調査は電話によって実施されている。

3. 登録内容の確認・修正

ICP 登録の内容が正しく登録されていない場合、インターネット情報サービス管理弁法(互联网信息服务管理办法)等の法令に基づき、最大 5 万元の罰金が科せられることがあるほか、Web サイトの閉鎖等を指示されることがある。

過去にクララオンラインが確認した事例では、登録内容の誤りを指摘された企業が通信管理局から Web サイトの即時閉鎖を指示され、修正した登録内容が受理されるまで約 1 カ月に渡って Web サイトを公開することができなかった。

ICP 登録の現時点での登録内容は、工業情報化部の ICP 登録に関する Web サイト (<http://www.miibeian.gov.cn>)で閲覧することができる。自社で対応できない場合には、ICP 登録の手続きを代行する企業などに依頼し、速やかに確認・修正を行うことが望ましい。

工业和信息化部开展加强网站备案管理专项行动 (中国語) 2014 年 5 月 12 日発表
<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n11293907/n11368223/15994101.html>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2014 年 5 月 13 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。

asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776